

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和6年2月8日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和6年度東広島市自転車駐車場及び駐車場受付業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050117
(3) 物品委託役務内容	東広島市自転車駐車場及び駐車場において、利用者への受付案内や精算機内の料金回収を行うもの。
(4) 納入・履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	西条駅前第1自転車駐車場及び西条駅前駐車場ほか10施設
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>受付・案内
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和6年2月8日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和6年2月8日～ 令和6年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参又はファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和6年2月8日～ 令和6年2月16日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係）により発注担当課へ持参又はファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 建設部 建設管理課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0961 / ファックス番号 082-422-1057 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和6年2月21日～ 令和6年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年2月28日～ 令和6年2月29日 （午前9時00分～午後5時00分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年3月1日 午後2時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和6年度東広島市自転車駐車場及び駐車場受付業務仕様書

1 業務名

令和6年度東広島市自転車駐車場及び駐車場受付業務

2 履行場所

- (1) 西条駅前第1自転車駐車場及び西条駅前駐車場（東広島市西条本町414番地44）
- (2) 西条駅前第2自転車駐車場（東広島市西条本町506番地1）
- (3) 西条駅北第2自転車駐車場（東広島市西条町西条414番地19）
- (4) 寺家駅北自転車駐車場（東広島市寺家駅前13番地1）
- (5) 寺家駅南自転車駐車場（東広島市寺家駅前4番地2）
- (6) 東広島駅前駐車場（東広島市三永一丁目4番地10）※東広島駅前広場自家用車駐車場を含む
- (7) 西条駅北駐車場（東広島市西条町西条414番地10）
- (8) 西条岡町駐車場（東広島市西条岡町1111番地9）
- (9) 八本松駅前駐車場（東広島市八本松町飯田11539番地3）
- (10) 安芸津駅前北駐車場（東広島市安芸津町三津4175番地52）
- (11) 安芸津駅前南駐車場（東広島市安芸津町三津4175番地48）

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務対象施設の概要

施設の名称	西条駅前第1自転車駐車場及び西条駅前駐車場
施設の所在地	東広島市西条本町414番地44
施設の概要	(構造) 鉄骨3階建(自走式) (収容台数) 自動車32台(身障者用1台含む。) 自転車2, 281台、バイク455台 (敷地面積) 1771.43㎡ (延床面積) 3454.60㎡ (供用開始日) 既設 昭和62年4月 増設 平成14年3月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)

施設の名称	西条駅前第2自転車駐車場
施設の所在地	東広島市西条本町506番地1
施設の概要	(構造) 平面自動ロック式 (収容台数) 128台 (敷地面積) 210.40㎡ (供用開始日) 平成22年4月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)

施設の名称	西条駅北第2自転車駐車場
-------	--------------

施設の所在地	東広島市西条町西条414番地19
施設の概要	(構造) 平面自走式及び平面自動ロック式 (収容台数) 455台 (自転車373台、バイク82台) (敷地面積) 1,030㎡ (供用開始日) 平成27年1月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで (24時間)

施設の名称	寺家駅北自転車駐車場
施設の所在地	東広島市寺家駅前13番地1
施設の概要	(構造) 平面ラック式 (収容台数) 309台 (自転車249台、バイク60台) (敷地面積) 700.17㎡ (供用開始日) 平成30年3月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで (24時間)

施設の名称	寺家駅南自転車駐車場
施設の所在地	東広島市寺家駅前4番地2
施設の概要	(構造) 平面ラック式 (収容台数) 303台 (自転車240台、バイク63台) (敷地面積) 772.08㎡ (供用開始日) 平成30年3月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで (24時間)

施設の名称	東広島駅前駐車場 (東広島駅前広場自家用車駐車場を含む。)
施設の所在地	東広島市三永一丁目4番地10
施設の概要	(構造) 平面自走式 (収容台数) 151台 (身障者用4台含む) (敷地面積) 5,083㎡ (供用開始日) 昭和63年3月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで (24時間)

施設の名称	西条駅北駐車場
施設の所在地	東広島市西条町西条414番地10
施設の概要	(構造) 平面自走式 (収容台数) 22台 (敷地面積) 690㎡ (供用開始日) 平成27年1月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで (24時間)

施設の名称	西条岡町駐車場
施設の所在地	東広島市西条岡町1111番地9
施設の概要	(構造) 立体自走式 (3層4段) (収容台数) 228台 (身障者用5台、思いやり駐車場14台含む。) (敷地面積) 2631.82㎡

	(供用開始日) 平成28年3月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)
--	--

施設の名	八本松駅前駐車場
施設の所在地	東広島市八本松町飯田11539番地3
施設の概要	(構造) 平面自走式(フラップ式) (収容台数) 6台 (敷地面積) 74㎡ (供用開始日) 平成15年10月 (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)

施設の名	安芸津駅前北駐車場
施設の所在地	東広島市安芸津町三津4175番地52
施設の概要	(構造) 平面自走式 (収容台数) 21台 (敷地面積) 1,294㎡ (供用開始日) 昭和58年9月(精算機の供用開始は平成7年) (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)

施設の名	安芸津駅前南駐車場
施設の所在地	東広島市安芸津町三津4175番地48
施設の概要	(構造) 平面自走式 (収容台数) 20台(内1台は軽自動車用) (敷地面積) 1,191㎡ (供用開始日) 昭和62年3月(精算機の供用開始は平成30年) (入出庫時間) 午前0時から午後12時まで(24時間)

5 業務の内容

東広島市自転車駐車場及び駐車場(以下「駐車場等」という。)において、利用者への受付案内や精算機内の料金回収を行うもの。

(1) 受付案内業務

ア 車両の案内誘導

- ・利用者が円滑に施設を利用できるように、必要に応じて、空いている駐車区画への案内や出場車両の出場口への誘導等を的確に行うこと。
- ・混雑状況に応じて、施設内及び入出場口付近の交通整理を行うこと。
- ・混雑状況に応じて、入出場口付近の歩行者の安全確保を図ること。
- ・自転車駐車場においては、施設内歩行者の安全確保のため、必要に応じて、車両整理を行うこと。
- ・自転車駐車場においては、車両及び利用種別により分類された駐車ゾーンへ誘導案内すること。

イ 設備機器の運転

- ・業務に必要な設備機器の操作運転を行うこと。

ウ 定期利用の案内

- ・自転車駐車場における定期利用に係る手続きは発注者が行う。受注者は利用者から定期

利用に関する問い合わせがあった場合は、市役所を案内すること。

- ・受注者は、利用者から自転車駐車場における定期利用の取止めに関する問い合わせがあった場合は、市役所を案内すること。
- ・利用者が定期利用券を更新する場合、定期更新機で行う。そのため、受注者は定期利用券の更新に関する問い合わせがあった場合、適切に利用者を案内すること。

(2) 料金徴収業務

ア 料金等の徴収

- ・駐車場利用時の料金の精算は精算機及び定期更新機で行うため、受注者は1日1回精算機及び定期更新機から前日の売上金を回収すること。ただし、回数券は、発行時に受注者が料金を徴収する。
- ・精算機の不都合により精算できない場合は手処理により精算すること。
- ・受注者は、精算機及び定期更新機から回収した前日の売上金及び回数券の販売代金を合算して、速やかに発注者が定める納入通知書により金融機関に払い込むこと。
- ・東広島駅前駐車場においては、精算機が隣接のJRパークアンドライド駐車場と供用となっているため、受注者はJRパークアンドライド駐車場の料金徴収も行うこと。なお、JRパークアンドライド駐車場の料金の納入方法は、JRと協議すること。
- ・料金等の保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- ・自転車駐車場における定期利用の取止めや盗難等により、定期利用の有効期限が1か月以上残存した状態で利用しなくなった場合は登録利用料を発注者から利用者に返還する。

イ 釣銭等の管理

- ・受注者は業務遂行に必要な釣銭を準備すること。
- ・受注者は定期的に精算機等に釣銭補充を行い、釣銭切れ等が発生しないようにすること。

ウ 駐車券等の回収及び補充

- ・受注者は回数券の使用枚数を確認し、回収漏れが生じないように注意すること。
- ・回収した駐車券は受注者において管理し適切に処分すること。
- ・回収した回数券及び一時利用券並びに使用済み定期利用券は新品と同程度の状態である場合、再利用すること。
- ・受注者は回数券の使用状況について、毎月、報告書を作成し発注者に報告すること。
- ・受注者は駐車券等の残量が少なくなった場合は、適宜、発注者に報告すること。
- ・回数券は台帳を備え厳重に管理すること。

(3) 報告

ア 報告書の提出

- ・毎月の利用状況及び収入状況を翌月10日までに発注者へ提出すること。ただし、3月分については、3月31日までに提出するものとする。

イ 事故・トラブル等発生時

- ・業務履行中の苦情、トラブルは受注者において解決すること。また、必要に応じ（長期放置車両等）、発注者に報告し、その判断、指示を受けること。
- ・施設内で事故、トラブル等発生した場合、状況を的確に把握し、発注者へ報告すること。
- ・施設又は利用者に災害等があった場合は、利用者の避難誘導や人命救助等を迅速かつ的確に行い、発注者へ報告し、その指示を受けること。

6 業務体制

(1) 現場の体制

ア 業務責任者

業務責任者を1名選任し、その氏名を届け出るものとする。なお、業務責任者は、業務に関する指揮監督その他の一切の事項を処理するものとする。また、常に発注者の施設管理担当者と連絡がとれ、業務上の依頼に対して、即座に対応できる者とする。

イ 従事者

各施設における従事者一覧及び従事予定表を発注者に提出するものとする。従事者は、業務責任者の指示のもと、本業務に従事する者とする。

(2) 職員配置

各管理事務所における1日当たりの職員配置は次のとおりとする。

管理事務所	管理施設名	時間	常駐人数 (参考)
西条駅前第1自転車駐車場管理室	西条駅前第1自転車駐車場 西条駅前第2自転車駐車場 西条駅北第2自転車駐車場 西条駅前駐車場 西条駅北駐車場	6:00～ 23:00	2名以上
西条岡町駐車場管理室	西条岡町駐車場	6:00～ 23:00	2名以上
寺家駅南自転車駐車場管理室	寺家駅北自転車駐車場 寺家駅南自転車駐車場	6:00～ 23:00	1名以上
東広島駅前駐車場管理室	東広島駅前駐車場 (東広島駅前広場自家用車駐車場を含む) 八本松駅前駐車場 安芸津駅前北駐車場 安芸津駅前南駐車場	9:00～ 18:00	1名以上

(3) その他

ア 勤務形態

労働基準法を遵守し、駐車場の運営に支障がないように定めること。

イ 業務従事者の教育

受注者は、業務従事者に対して、業務に必要な知識や技能等の修得研修を実施するものとし、業務が正常な状態で遂行されるようにしなければならない。

ウ 業務従事者の適格性

業務を実施する上で、業務従事者の資質、態度等が不適切と認められる場合は、発注者は受注者に業務従事者の交代を要求することができるものとし、その場合、受注者は速やかに適正な業務従事者に交代させるものとする。

エ 業務従事者の服装

受注者は、従事者に対し、業務を行うのに適した統一された服装を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

7 不測の事態の措置

業務を実施する際、業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

8 消耗品等の管理及び調達

施設及び設備の消耗品の調達は発注者が行う。受注者は、消耗品が不足する場合、事前に発注者へその旨を報告するものとする。

9 施設の使用（業務に係る使用施設）

業務の遂行に直接必要な東広島市の建物（これらと一体として処理することが適当とする機械・工作物を含む。）を無償で使用できるものとする。

10 物品の使用

業務の履行上必要な東広島市が所有する物品は無償で貸与するものとする。なお、業務履行上、備品を購入する必要がある場合は、発注者と協議し、発注者が用意する。

また、市が貸与する備品等において、故意又は過失により破損または滅失した場合には、受注者において賠償すること。

11 設備の使用

業務の履行上必要な設備は無償で使用できるものとし、設備の使用に伴う光熱水費は発注者が負担するものとする。ただし、受注者は環境への配慮に留意し、省エネルギーに努めること。

12 情報管理

(1) 個人情報の保護

個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に遵守し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めなければならない。

(2) 守秘義務

業務の遂行に当たり、知り得た内容を第三者に漏らし、自己の利益のために使用してはならない。なお、業務履行期間が終了した後も同様とする。

13 業務の引継ぎ

本業務の履行開始時、終了時等に本業務が支障なく継続できるようにするものとする。なお、これにかかる経費は受注者の負担とする。

(1) 業務開始前

あらかじめ業務内容について発注者が指定する者から本業務に関する必要な事務や設備操作方法は引継ぎを受けるとともに、研修等を済ませておくものとする。

(2) 業務終了前

本業務の履行期間が満了するとき、又は契約が解除されることが分かったときは、本業務の履行期間が満了する前に、本業務に関する一切の事務を発注者が指定する者へ速やかに引き継ぐものとする。

14 委託料の支払い

(1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和6年4月から令和7年2月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
令和7年3月履行分	円	完了払

(2) 各月の部分払の額は、次のとおりとする。

契約金額を12で除した金額(当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、完了払はその残額とする。

(3) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

1.5 その他

この仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、双方で協議し、決定するものとする。

1.6 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市 建設部 建設管理課 施設管理係

電話 (082) 420-0961 (直通)

FAX (082) 422-1057

